

## 令和4年度の内部通報の運用状況について

### 1 行政監察員の設置状況

日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例第12条の規定に基づき、行政監察員1名を配置している。（森安紀雄氏（弁護士））

行政監察委員の職務は次のとおり。

- (1) 内部通報に係る受付、調査、調査結果の通知及び是正措置の勧告に関すること。
- (2) 不利益取扱いの申出に係る受付、調査、調査結果の通知及び是正措置の勧告に関すること。
- (3) 内部通報及び不利益取扱いの申出に関する事前相談に関すること。
- (4) 市長が是正措置を講じないとき若しくは是正措置を講じた場合の報告又は公表を行わない場合のその旨の公表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

### 2 通報の状況（令和4年度）

（令和5年3月21日現在）（単位：件）

通報件数	受理件数	調査状況		取下げ件数
		実施中	実施済	
1(※1)	1	0	1(※2)	0

※ 令和4年度における不利益取扱いの申出はありません。

※ 調査実施済件数1件は、当該調査により通報対象事実が確認されたものとなります。

### 3 通報案件の概要（令和4年度）

通報案件の概要	調査等の概要
<p>(1) 退職の手続きに関して対象職員からハラスメント的な対応をされた。</p> <p>(2) 予定されていた勤務日に対象職員から一方的に勤務しなくてよいと言われ勤務できなかった。</p> <p>(1)については調査を実施し、(2)についてはその分の給与を支払うことを求める。</p>	<p><b>通報受理</b>：令和4年8月29日</p> <p><b>調査期間</b>：令和4年9月13日から令和5年2月28日まで</p> <p><b>調査方法</b>：関係書類の確認及び関係職員へのヒアリング</p> <p><b>調査結果</b>：令和5年2月28日</p> <p>欠勤命令が正当化される事情がないにもかかわらず、本人の意思に反し勤務予定日の勤務が拒否されたこと及び退職時における手続きにおいて、退職願作成のため職場に来ることを求め続けるなど柔軟な対応がなされなかったとの事実が認められた</p> <p><b>是正勧告</b>：○ 勤務を拒否した勤務予定であった日の給与を支払うこと。</p> <p>○ 対象職員に対し、再発防止研修を行うなど、再発防止に努めること。</p>

- 退職に係る事務手続きにおいて柔軟な対応を検討すること。

**是正措置:** ○ 退職者に対し、勤務予定日であった日の報酬を支給するための手続きを開始し、報酬を支給します。

- 対象職員に対し、再発防止研修を実施します。

- 今後、退職時における事務手続きには、本人の事情などを考慮し、柔軟に対応するものとします。

**是正措置の公表:** 令和5年8月4日